

改正後の専利法及び実施細則の施行に関連する審査業務の 取扱に関する経過措置の公告¹

第1条 出願日が2021年6月1日以降（この日を含む。以下同じ。）である専利出願及びその専利出願に基づいて付与された専利権については、改正後の専利法の規定が適用される。出願日が2021年6月1日より前（この日を含まない）の専利出願及びその専利出願に基づいて付与された専利権については、改正前の専利法の規定が適用され、ただし、この経過措置の次の各条の特別規定は除く。

出願日が2024年1月20日以降（この日を含む。以下同じ。）である専利出願及びその専利出願に基づいて付与された専利権については、改正後の専利法実施細則の規定が適用される。出願日が2024年1月20日より前（この日を含まない）である専利出願及びその専利出願に基づいて付与された専利権については、改正前の専利法実施細則の規定が適用され、ただし、この経過措置の次の各条の特別規定は除く。

別段の定めがない限り、この経過措置においていう出願日とは専利法第28条に規定する出願日をいう。

第2条 2024年1月20日より、専利法第18条第1項の規定に基づいて、中国における専利の出願及びその他の専利事務の手續を、専利代理機構に委託した出願人又は専利権者は、改正後の専利法実施細則第18条の規定を適用して、関連する手續を自らすることができる。

第3条 出願人は、2024年1月20日より、改正後の専利法実施細則第36条、第37条の規定に基づいて、優先権の回復、優先権主張の追加又は修正を請求することができる。

第4条 最初の提出日が2024年1月20日以降である場合、出願人は、改正後の専利法実施細則第45条の規定に基づいて、先の出願書類の援用として引用する形式で書類の追加を提出することができる。

第5条 分割出願を提出する日が2024年1月20日以降である場合、出願人は、改正後の専利法実施細則第49条の規定に基づいて、関連する副本を提出する必要はない。

第6条 移行日が2024年1月20日以降の発明専利、実用新案専利国際出願について、出願人は、改正後の専利法実施細則第121条の規定に基づいて中国への国内段階移行手續を行う。

移行日から2月の期間の満了日が2024年1月20日以降である場合、出願人は、改正後の専利法実施細則第128条に基づいて優先権の回復を請求することができる。

第7条 2024年1月20日より、国務院専利行政部門が電子形式で送達する各種書類の送達日は、改正後の専利法実施細則第4条の規定が適用される。

第8条 2024年1月20日より、国務院専利行政部門は、改正後の専利法実施細則第9条に規定された期間に基づいて、出願人に秘密保持審査通知を発行し、秘密保持の要否について決定する。

第9条 2021年6月1日より、国務院専利行政部門は、専利法第20条第1項の規定に基づいて、初歩的審査、実体審査及び復審の手續係属中の専利出願を審査する。

2024年1月20日より、国務院専利管理部門は、改正後の専利法実施細則第50条、第59条、第67条の規定に従い、改正後の専利法実施細則第11条を適用して、初歩的審査、実体審査及び復審の手續係属中の専利出願を審査する。

2024年1月20日より、請求人が改正後の実施規則第11条の規定を満たさないことを理由に、国務院専利行政部門が公告により付与された専利権に対して無効を請求する場合、国務院専利行政部門は、改正後の専利法実施細則第69条の規定を適用して審理する。

第10条 2024年1月20日より、国務院専利行政部門は、出願人が専利法第2条第4項に基づ

¹ 中国国家知識産権局の公式サイト、(2023年12月21日)

(https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_74_189199.html)

2023年12月25日最終閲覧)

いて提出した、出願日が 2021 年 6 月 1 日以降の部分意匠専利出願に対して、改正後の専利法実施細則第 30 条、第 31 条を適用して審査する。

第 11 条 2024 年 1 月 20 日より、国務院専利行政部門は、出願日が 2021 年 6 月 1 日以降である専利出願に専利法第 24 条第 1 項に規定する場合に該当すると出願人が認めたとき提出した関係する請求に対し、改正後の専利法実施細則第 33 条第 4 項を適用して審査する。

第 12 条 2024 年 1 月 20 日より、国務院専利行政部門は、出願人が専利法第 29 条第 2 項に基づいて提出した、出願日が 2021 年 6 月 1 日以降である意匠専利出願に対し、改正後の専利法実施細則第 35 条を適用して審査する。

第 13 条 2021 年 6 月 1 日より公告により付与された専利権に対し、専利権者が専利法第 42 条第 2 項に基づいて、専利権の付与の公告の日から 3 月以内に専利権期間補償請求を提出しかつ関連する費用を納付した場合、国務院専利行政部門は、2024 年 1 月 20 日より改正後の専利法実施細則第 77 条乃至第 79 条、第 84 条を適用して審査する。

専利権者が、2021 年 6 月 1 日より、専利法第 42 条第 3 項に基づいて、新薬上市許可請求が承認された日から 3 月以内に専利権期間補償請求を提出しかつ関連する費用を納付した場合、専利国務院行政部門は、2024 年 1 月 20 日より改正後の専利法実施細則第 80 条乃至第 84 条を適用して審査する。

上記請求された関連する専利権が 2024 年 1 月 20 日より前に存続期間が満了し、国務院専利行政部門が審査を経て、補償要件を満たしていると認めた場合、期限補償を与えることを決定し、補償期間は原専利権の存続期間を満了する日から起算する。

専利権者が手数料²の公開前に専利法第 42 条第 2 項、第 3 項に基づいて専利期間補償の請求を提出した場合、専利権者は手数料の公開後に国務院専利行政部門が指定する期間内に本条にいう関連する費用を納付することができる。

第 14 条 2024 年 1 月 20 日より、国務院専利行政部門は、専利権者が 2021 年 6 月 1 日から専利法第 50 条第 1 項によりその専利実施開放許諾に対して提出した声明に対して、改正後の専利法実施細則第 85 条乃至第 88 条を適用して審査する。

第 15 条 2024 年 1 月 20 日より、国務院専利行政部門は、改正後の専利法実施細則第 106 条の規定に基づいて、専利出願及び専利権の関連する事項を登録し、専利法実施細則第 107 条の規定を適用して、専利公報を発行し、関連する内容を公表又は公告する。

第 16 条 2024 年 1 月 20 日より、国務院専利行政部門は、出願日が 2022 年 5 月 5 日以降である国際意匠出願に対し、改正された専利法実施細則第 136 条乃至第 144 条を適用して審査する。

第 17 条 この経過措置は 2024 年 1 月 20 日より施行される。2023 年 1 月 11 日より施行された「改正専利法施行後の関連する審査業務の取扱いに関する暫行弁法」（国家知識産権局公告第 510 号）、「ハーグ協定加盟後の関連する業務の取扱いに関する暫行弁法」（国家知識産権局公告第 511 号）は同時に廃止される。

この経過措置は、専利法及びその実施細則に関わる専利審査業務の処理に係る条項の経過措置としてのみ適用される。

² 原文は「収費標準」である。